

認可地縁団体の各種税金について

市長の認可を受けた地縁団体は法人格を有するため、市役所・県税事務所・税務署（収益事業を行わない場合は不要）にそれぞれ法人設立の届出・申告の提出が必要になります。詳しくは各窓口にお問い合わせください。

認可地縁団体の税金の取扱いは以下の通りです。

税の種類		市長の認可を受けた地縁団体		問合せ先
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合	
市税	法人市民税	均等割のみ 減免措置	均等割・法人税割の合計 課税 (法人税割額0円なら減免措置)	市役所法人税務課 647-9398
	固定資産税	課 税 集会所など公共のために使用する場合は減免措置		市役所固定資産税課 ☆ 647-9400
県税	法人県民税	均等割のみ 減免措置	均等割・法人税割の合計 課 税	神戸県税事務所 法人課税課 647-9131
	法人事業税	非 課 税	課 税	
	不動産取得税	課 税 集会所など公共のために使用する場合は減免措置		神戸県税事務所 下記担当課
国税	法人税	非 課 税	課 税	下記税務署
	登録免許税	課 税		下記管轄法務局

※1 収益事業の例…有料駐車場がある、賃料をとっている等。詳しくは所管税務署に確認してください。

※2 減免措置のあるものは、それぞれ申請が必要です。詳しくは各問い合わせ先へ確認してください。

☆ お電話後、自動音声案内が流れます。お問い合わせ内容に応じて担当部署におつなぎいたします。

【問い合わせ先の詳細】

担当区	不動産取得税		法人税		登録免許税		
	新築・増改築による家屋の取得	売買・贈与などによる取得	署名	電話番号	事務所名	電話番号	
東灘区	不動産取得税 第1課 647-9144	不動産取得税 第2課 東灘区・灘区 中央区・北区 647-9143 兵庫区・長田区 須磨区・垂水区 西区 647-9145	芦屋	(0797) 31-2131	東神戸	451-7955	
灘区			灘	861-5054	本局	392-1821	
中央区			神戸	391-7161			
兵庫区			兵庫	576-5131	北	594-3351	
北区			長田	691-5151	須磨	794-2045	
長田区			須磨	731-4333			
須磨区			明石	921-2261			明石支局
垂水区							
西区							